

宮城県監査委員告示 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 2 年 6 月 30 日

宮城県監査委員 本 木 忠 一
宮城県監査委員 太 田 稔 郎
宮城県監査委員 石 森 建 二
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

記

- 1 監査委員の報告日
令和 2 年 3 月 27 日
- 2 通知のあった日
令和 2 年 5 月 29 日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分	466,898,595円
過年度分	729,840,562円
合 計	1,196,739,157円

・平成29年度収入未済額

現年度分	657,736,383円
過年度分	914,685,865円
合 計	1,572,422,248円

ロ 措置の内容

県税滞納額縮減対策3か年計画（平成31年3月策定）、平成31年度県税事務運営及び平成31年度県税事務実施計画に基づき、納期内納税を広報するとともに、滞納が発生した場合には、早期の折衝・財産調査を行ったほか、納税資力があるにもかかわらず滞納している者に対しては、換価・取立が容易な預金・給与等の債権を中心に積極的に差押（238件）を行った。

さらに、搜索（8件）や差押自動車の公売（3台）を実施するなど、組織的、集中的に滞納整理を行った（換価・取立 202件、7,324千円）。

さらに、収入未済額の9割以上を占める個人県民税については、賦課徴収を行っている仙台市との間で住民税徴収対策会議を開催し、情報共有を図ったほか、県税還付金の情報提供（4,219件）、車両保有状況調査支援（47件）を行うなどの徴収支援対策に取り組み、税収の確保と収入

未済額の縮減に努めた。

今後とも仙台市と連携強化を図るとともに、これまでの対策を一層強化し収入未済額の縮減に努める。

(2) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 138,255,982円

過年度分 141,495,278円

合 計 279,751,260円

・平成29年度収入未済額

現年度分 125,891,267円

過年度分 141,197,741円

合 計 267,089,008円

ロ 措置の内容

平成31年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成31年度県税事務運営」及び「平成31年度事務実施計画」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と税収確保に努めた。

個人県民税については、管内市町村と協働で滞納整理等を行う実働組織「チームT.O.T.O」による対象案件として42件（市町村共通の納税者6件含む）の滞納整理を実施し、一層の滞納額縮減に努めた。

また、「チームT.O.T.O」対象事案以外にも自動車税等の還付金の差押22件や共同催告239件など市町村支援のための各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、「県税滞納額縮減対策3か年計画」に掲げる差押などの滞納処分を中心とした取組を徹底するため、すべての案件の財産調査を早期に実施し、差押につなげることができた。差押に当たっては、長期滞納事案や換価の見込めない長期差押財産を見直すとともに、より実効ある財産の差押を積極的に行い、収入未済額の縮減に努めた。

また、納税の緩和制度を適用し、生活困窮者等への配慮にも努めた。

(3) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 108,554,225円

過年度分 169,524,191円

合 計 278,078,416円

- ・平成29年度収入未済額
 - 現年度分 96,302,860円
 - 過年度分 197,283,670円
 - 合 計 293,586,530円

ロ 措置の内容

県税滞納額縮減対策3か年計画及び平成31年度県税事務運営に基づき徴収対策を講じ、
税込確保と収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税については、栗原市を含む管内2市4町との連携・協働を推進するため「
北部地区住民税徴収対策会議」を開催したほか、管内職員の徴収技術の向上を図るため、
例年1回としていた「滞納処分実務研修会」を2回に増やして実施した。

また、主に大崎地区の併任活動を協議するため「大崎地区税務担当課長会議」を2回開
催するとともに、県税職員の管内市町併任及び管内市町徴税吏員の相互併任による「併任
職員徴収対策会議」を4回開催し、各市町と協働して7件の搜索等を行った。このほか管
内3町との共同催告や自動車税還付金の差押支援を行うなど収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外の税目については、適切な時期の催告・折衝、財産調査の早期着手、預
貯金や給与等の債権を主体とした差押、担税力がないと判断した滞納者に対しては速やか
に処分停止等を行うなど、より効果的な滞納整理に努めた。

(4) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、
更に適切な徴収対策を講じ、税込の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成30年度収入未済額
 - 現年度分 21,041,834円
 - 過年度分 56,680,268円
 - 合 計 77,722,102円
- ・平成29年度収入未済額
 - 現年度分 24,685,047円
 - 過年度分 57,053,678円
 - 合 計 81,738,725円

ロ 措置の内容

個人県民税については、北部県税事務所と合同による「住民税徴収対策会議」や「滞納処分
実務研修会」を開催し、栗原市との連携強化を図るとともに、当所職員と栗原市職員双方の徴
収スキルの向上等に努めた。

また、栗原滞納整理協働支援チームを選任するとともに、当所職員5名を栗原市職員（徴税
吏員）に併任発令し、滞納中の特別徴収義務者に対する訪問催告（25件）や郵送催告（35件）を
合同で行うことにより、収入未済額の縮減と税込確保支援に努めた。

個人県民税以外の一般税については、早期の納税折衝と財産調査に努め、納税資力があるに
もかかわらず納税に応じない者には滞納処分を積極的に進めた。

なお、滞納処分は、預貯金や給与等の換価性の高い債権の差押を中心としつつ、自動車や動
産の差押財産はインターネット公売に付し県税に充当するなど、税込確保、収入未済額の縮減に
努めた。

このほか、調査により納税資力がないことが判明した滞納者等に対しては、法定要件に照らしながら、適正に処分停止を適用した。

(5) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・平成30年度収入未済額
現年度分 5,365,647円
過年度分 29,189,226円
合 計 34,554,873円
- ・平成29年度収入未済額
現年度分 8,725,211円
過年度分 27,906,060円
合 計 36,631,271円

ロ 措置の内容

「仙南保健福祉事務所未収債権回収対策会議」において、年間の収入未済額の縮減に向けた取組計画を策定するとともに、回収可能性に応じて区分した「債務者リスト」を作成し、地区担当員が生活保護受給者を訪問した際の効果的な納入指導に取り組んだ。

また、回収がやや困難と判断される債務者に対して催告書を送付(45件)したほか、一括納付が困難と認められる場合には分割納入を承認し、債権保全を図った(25件)。

なお、生活保護に係る滞納は、いったん長期化すると回収が極めて困難となるため、令和元年9月から「生活保護業務適正化会議」を毎月開催し、地区担当員による生活保護受給者の生活状況の把握を支援することで現年度未収債権の発生抑制に取り組んでいる。

<収入未済額(令和2年4月末現在)>

1 生活保護扶助費返還金

- ・平成30年度収入未済額
現年度分 4,925,277円
過年度分 27,705,826円
合 計 32,631,103円
- ・平成29年度収入未済額
現年度分 7,821,011円
過年度分 19,884,815円
合 計 27,705,826円

(6) 仙台塩釜港湾事務所

イ 監査委員の報告の内容

県の道路管理の瑕疵による示談交渉において、不適切な対応が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

県の道路管理の瑕疵による車両損傷事故の示談交渉において、示談が成立していない中で、相手方の求めに応じレンタカー代金を補償する約束を行いレンタカーを手配するとともに、レンタカー代金を当該事故とは無関係の工務店に立て替えさせるなどしたものの。

ロ 措置の内容

再発防止のため、不当な要求やその兆候が見られた場合には、断固として不当要求行為等対処マニュアルに従った対応をとるよう職員全体会議を開催し、所内に周知徹底した。

また、レンタカーを含む適切な損害賠償について、道路事故事務取扱要領に従った手続きによることを周知徹底した。

(7) 福利課

イ 監査委員の報告の内容

退職手当において、長期にわたる支給額の誤りが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

平成19年4月1日施行の条例により退職手当の算定方法が変更となっていたが、解釈を誤り、平成19年度以降の支給額が誤っていたもの。

- ・対象人数 延べ1,090人
- ・金額 500,438,617円

ロ 措置の内容

事務処理上の再発防止策として、起案書や退職手当支給一覧表に退職職員が特定減額の対象であるか否かわかるよう工夫するとともに、「特定減額確認資料」を退職者全員の算定資料に添付するなどして、複数人で特定減額について確認できるようにチェック体制の強化を図った。

また、今回の算定誤りを受けて、知事部局、警察本部、教育委員会の各担当課での打ち合わせが不可欠であると考え、令和元年12月に退職手当に係る打ち合わせを行い、算定上の疑問点や、共通理解を図る事項等を確認し合い、適正な事務処理について確認した。

令和2年度以降は、定期的に年2回の打ち合わせを開催することとし、更に退職手当制度改正時にも改正内容を確認し合える体制を整えた。

(8) 福利課

イ 監査委員の報告の内容

退職手当の支給決定において、執行権限を越えたものの執行が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

教育委員会における退職手当の支給決定について、決裁権限は教育長に属するものであったが、少なくとも平成元年度以降福利課長の決裁により支給決定を行っていたもの。

ロ 措置の内容

事務決裁規程を確認しないまま、誤った認識で事務処理を行っていたことが判明したことから、事務決裁規程を所管している教育庁総務課と相談し、知事部局と均衡がとれる

事務決裁規程の見直しを行い、適正化を図った。

知事部局では、退職手当の支給決定は、職員厚生課長専決となっていることから、教育委員会の退職手当の支給決定を福利課長専決とする事務決裁規程の改正を令和2年4月1日に行った。現在は改正事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を行っている。

事務処理を行う際には、必ず法的根拠を確認するよう職員に徹底し、再発を防止する。

(9) 東部教育事務所

イ 監査委員の報告の内容

報酬及び旅費において、不適切な取扱いが認められたので、速やかに改善を図り、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

初任研教科指導教員の報酬及び旅費について、本来勤務させることができない日に勤務させた上、実際は勤務しているにもかかわらず、支給済みの報酬等を返納させ、未払となっているもの。

- ・件数 2件
- ・未払額 34,085円

ロ 措置の内容

学校における不適切な勤務の割振り及び当所における誤った判断による不適切な報酬等の支給手続きであったため、未払となっていた報酬等については、令和2年3月に当該職員に支給した。

再発防止策としては、初任研教科指導教員の勤務日の取扱等について、令和元年度末の事務説明会及び学校事務担当者の各地区研修会で説明を行い、各小中学校に周知徹底を図った。

当所においては、班員間で制度理解を深めるとともに、各担当が関係部署に確認をした事項等について所内で情報を共有することとし、さらに複数の目で関係諸規定等と照らし合わせて確認をすることで、再発の防止を図っていく。

(10) 石巻工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

著しく事務の適性を欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、適正な対策を講じられたい。

(内容)

- 1 団体が休眠状態にあるにもかかわらず学校側の判断で、同団体への入会金を長年にわたり生徒の保護者から徴収し、学校側で管理するなどしていたもの。
 - ・団体名 宮城県石巻工業高等学校後援三八会
 - ・平成30年度末残金 2,017,200円
- 2 補助金等の一時預り口座の残高が出所不明金であるとして、学校の備品等の購入に充てていたもの。
 - ・出所不明金とした金額 274,049円
 - ・購入備品等 耐火キャビネット ほか
- 3 団体から寄附を受けた県の夜間照明設備の電気料金を寄附受納手続等を行わずに当該団体に負担させていたもの。

- ・ 設備名称 野球場夜間照明設備
- ・ 年間電気料金 384,524円(平成30年度)

ロ 措置の内容

1については、令和元年度から入会金の徴収をしないこととした。残金の取扱いと団体の今後の在り方については、団体（宮城県石巻工業高等学校後援三八会）と協議を行い検討していく。

2については、条例・規則に基づき適切に事務処理を行い、主務課や関係部所と密に連絡を取ることとし、再発防止に努める。

3については、令和2年度（令和2年4月分）から県費での支出とするよう改善を図った。

(11) 大河原警察署

イ 監査委員の報告の内容

庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

（内容）

消防法により定められた消防設備点検結果報告の所轄消防署への報告がなされていなかったもの。

- ・ 消防法第17条の3の3

ロ 措置の内容

未報告であったものは、令和2年2月4日付で、大河原消防署長に対して消防設備点検結果報告を行った。

所管消防署への報告がなされなかった要因は「所管消防署への報告義務を失念していたこと。」であったため、定期的に所属内打合せを実施し、業務の進捗状況及び所管事務について報告漏れが出ないように確認を行っている。

また、該当年の年間スケジュール及び月間スケジュールに確実に明記するとともに、執務室内に掲示し見える化を図ることによって再発防止を徹底している。